

香川県報



第 49 号

平成 18 年

6月23日(金曜日)

香川県知事 真 鍋 武 紀

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

告 示

○町及び字の区域に編入する旨の届出

○家畜伝染病発生の告示

○公有水面埋立工事の竣功認可

○道路の供用開始

○道路の区域変更及び供用開始

公 告

○地籍調査の成果の認証（二件）

○土地改良区の定款の変更の認可

○土地改良区の役員就退任の届出

選挙管理委員会告示

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出

○政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出

○政治資金規正法の規定による資金管理団体の取消しの届出

告 示

●香川県告示第四百八十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次の表の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に平成十八年六月二十三日から編入する旨、土庄町長から届出があった。

平成十八年六月二十三日

上 欄	小豆郡土庄町大字上庄字井ノ明神	小豆郡土庄町大字黒岩字井ノ明神一〇二二
下 欄	小豆郡土庄町大字上庄字一ノ谷	小豆郡土庄町大字黒岩字一ノ谷一〇九九の一、一〇九九の三、一一〇〇の一

●香川県告示第四百八十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第四項の規定により、家畜伝染病の発生について次のとおり告示する。

平成十八年六月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	頭数	発生の場所	発生日	転帰
ヨ一ネ病	牛	患畜	三	木田郡三木町鹿庭横井二一五	平成十八年六月十三日	殺処分

●香川県告示第四百八十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定により、次のとおり公有水面の埋立に関する工事の竣功を認可した。

その関係図書は、さぬき市役所建設経済部農林水産課において平成十八年六月二十三日から十年間閲覧に供する。

平成十八年六月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 竣功認可年月日
平成十八年六月十三日
- 二 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名
さぬき市

さぬき市志度五三八五番地八

さぬき市長 大山 茂樹

三 埋立区域

1 位置

さぬき市小田字浦一五一四番六五、一五一四番二〇、一三九八番一、一一九七番から一一七六番五に至る間に隣接する無番地、一五一四番八七、一五一四番八八及び一五一四番八九地先公有水面

2 区域

次の①の地点から⑤⑧の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑤⑧の地点を結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 四等三角点絞山(北緯三四度二〇分二五・六八三九秒、東経一三四度一二分五二・九九二一秒)から九五度一三分二二秒、一、九七五・八九メートルの地点から一四六度三〇分五七秒 九三・〇九メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から一六五度〇八分一三秒 五・一〇メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から二五五度〇八分一三秒 〇・五二メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から一六五度二〇分二九秒 一三・八〇メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から二五五度二三分三七秒 五・〇四メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から一七六度一五分五〇秒 一五・七三メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から二三七度五九分二五秒 〇・五四メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から一五〇度一〇分一二秒 二・四八メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から一四八度四五分一二秒 二三・四二メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から二〇二度〇〇分二五秒 一・三二メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から七七度四四分〇四秒 三・〇九メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から三四五度一〇分五〇秒 七・九六メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から七八度三四分四四秒 七六・八四メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から一七五度一九分四二秒 一三・三八メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から二四一度〇〇分五〇秒 七・二六メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から一八六度一分二一秒 一九・八五メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から七三度五二分二五秒 一〇・九一メートルの地点

- ⑱の地点 ⑱の地点から一五六度三六分二七秒 一一・五七メートルの地点
- ⑲の地点 ⑲の地点から六二度〇三分四六秒 四七・二九メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から六四度一七分二六秒 四・〇〇メートルの地点
- ㉑の地点 ⑲の地点から五四度四九分四二秒 一四・〇二メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から五一度一八分四六秒 八・九〇メートルの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から四六度二五分二九秒 一〇・七六メートルの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から三八度二五分一四秒 一一・一〇メートルの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から三七度三五分〇九秒 一九・九八メートルの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から二八度四七分一九秒 一五・六二メートルの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から二五度三三分四一秒 一三・五九メートルの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から一五度一四分五〇秒 五・五四メートルの地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から三五五度〇〇分五八秒 八・八七メートルの地点
- ㉚の地点 ㉙の地点から三五五度一五分〇〇秒 六・五七メートルの地点
- ㉛の地点 ㉚の地点から三四九度五六分一三秒 六・四二メートルの地点
- ㉜の地点 ㉛の地点から二四九度四一分一四秒 一〇・〇五メートルの地点
- ㉝の地点 ㉜の地点から二四八度二八分四九秒 七・六二メートルの地点
- ㉞の地点 ㉝の地点から三三六度四七分四九秒 八・七八メートルの地点
- ㉟の地点 ㉞の地点から二四九度五四分三六秒 三・二三メートルの地点
- ㊱の地点 ㉟の地点から三四〇度一四分一七秒 一八・五五メートルの地点
- ㊲の地点 ㊱の地点から六六度五六分五二秒 二〇・二〇メートルの地点
- ㊳の地点 ㊲の地点から二九八度三四分五八秒 一・一七メートルの地点
- ㊴の地点 ㊳の地点から二四七度四二分三二秒 一四・七五メートルの地点
- ㊵の地点 ㊴の地点から二三八度〇五分四六秒 八・五二メートルの地点
- ㊶の地点 ㊵の地点から二四四度二八分一八秒 四・三〇メートルの地点
- ㊷の地点 ㊶の地点から二四四度一五分〇一秒 九・八三メートルの地点
- ㊸の地点 ㊷の地点から二四五度四六分〇四秒 四・六四メートルの地点
- ㊹の地点 ㊸の地点から一六五度二四分五三秒 七六・六八メートルの地点
- ㊺の地点 ㊹の地点から二五五度二分四七秒 七五・〇三メートルの地点

- ④7の地点 ④6の地点から三四五度三六分三八秒 一一・五八メートルの地点
 - ④8の地点 ④7の地点から二五五度三一分五三秒 一三・八一メートルの地点
 - ④9の地点 ④8の地点から一六五度二四分一四秒 〇・六四メートルの地点
 - ⑤0の地点 ④9の地点から二五五度二四分一四秒 四五・九五メートルの地点
 - ⑤1の地点 ⑤0の地点から三四五度一三分五五秒 〇・〇三メートルの地点
 - ⑤2の地点 ⑤1の地点から二五五度一三分五五秒 一五・八三メートルの地点
 - ⑤3の地点 ⑤2の地点から三四五度四七分三六秒 九・一五メートルの地点
 - ⑤4の地点 ⑤3の地点から三四五度三七分一六秒 九・九九メートルの地点
 - ⑤5の地点 ⑤4の地点から三四五度一五分三二秒 一〇・〇〇メートルの地点
 - ⑤6の地点 ⑤5の地点から三四五度五六分二六秒 一〇・九八メートルの地点
 - ⑤7の地点 ⑤6の地点から七五度一八分五六秒 〇・〇五メートルの地点
 - ⑤8の地点 ⑤7の地点から三四五度一五分一四秒 五・〇〇メートルの地点
- 3 面積
七、二五三・五八平方メートル
- 四 埋立地の用途
漁港施設用地
- 五 埋立免許の年月日及び番号

1 免許年月日
平成十四年六月二十五日

2 免許番号
一三水産第三四八七六号

●香川県告示第四百八十三号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。
その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年六月二十三日から同年七月十四日まで一般の縦覧に供する。
平成十八年六月二十三日

一 道路の種類 県道（主要地方道）
香川県知事 真 鍋 武 紀

二 路線名 三木国分寺線（十二号）
三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市川島東町字郷二二八番一地先から 高松市川島東町字郷二二番二地先まで	一四・〇 一四・〇	一七八	平成十五年 香川県告示 第八十号で 変更した区 域の一部

四 供用開始の期日 平成十八年六月二十三日
●香川県告示第四百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となつた道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。
その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年六月二十三日から同年七月十四日まで一般の縦覧に供する。
平成十八年六月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道（一般）
二 路線名 大麻琴平買田線（二百八号）
三 道路の区域

区 間	変 更 前後別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	後			
仲多度郡琴平町字川西一二四一番 一三地先から 仲多度郡琴平町字川西一二六二番 五地先まで	一〇・七 一三・〇	一三・八 一八・五	一二七	一二七	落石防護施 設工事に伴 う道路区域 の変更

四 供用開始の期日 平成十八年六月二十三日

公 告

普通寺市に行った地籍調査の成果は、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、次のとおり公告する。

平成十八年六月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調査を行った時期

平成十六年度から平成十七年度まで

二 成果の名称

1 普通寺市地籍図

2 普通寺市地籍簿

三 調査を行った地域

吉原町、上吉田町、普通寺町の各一部

四 認証年月日

平成十八年六月二十三日

小豆郡土庄町に行った地籍調査の成果は、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、次のとおり公告する。

平成十八年六月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調査を行った時期

平成十六年度から平成十七年度まで

二 成果の名称

1 小豆郡土庄町地籍図

2 小豆郡土庄町地籍簿

三 調査を行った地域

湊崎、上庄の各一部

四 認証年月日

平成十八年六月二十三日

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、立満池土地改良区の定款の変更を平成十八年六月十四日認可した。

平成十八年六月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、丸亀市飯野土地改良区から役員の内退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十八年六月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

役員の種類	氏 名	住 所	退任年月日
理事	稲尾 正成	丸亀市飯野町東分二四五番地一	平成一八、五、九
	鈴木 基信	西分甲二七七番地九	"
	横井不二夫	東二五八八番地	"
	香川 信雄	東分二三六六番地一	"
	眞鍋 嘉臣	二七六四番地	"
	松本 重信	九七五番地	"
	都築 正	一二七四番地一	"
	大林 博之	二〇一七番地	"
	田邊 孝一	西分二四〇番地	"
	福濱 康夫	東二九七番地四	"
	田中 喜一	七六番地	"
	藤井 貞雄	甲五七八番地一	"
	藤井 道明	九九八番地	"
	榎谷 勝	一七七八番地一	"
	横田 龍彦	一六五五番地一	"

監事	高田 昌昭	東分七八八番地二	〃
〃	藤岡 馨	〃	〃
〃	横田 實	西分甲三五六番地三	〃
〃	〃	東分二七八七番地	〃
二 就任した役員			

役員の種類	氏名	住 所	就任年月日
理事	稲尾 正成	丸亀市飯野町東分二四五番地一	平成一八、五、一〇
〃	鈴木 基信	〃	〃
〃	横井不二夫	西分甲二七七番地九	〃
〃	〃	東二五八八番地	〃
〃	香川 信雄	〃	〃
〃	渡辺 繁義	東分二二六六番地一	〃
〃	〃	二六一一番地一	〃
〃	高田 重明	〃	〃
〃	〃	八〇五番地	〃
〃	都築 正	〃	〃
〃	〃	一二七四番地一	〃
〃	須藤 誠一	〃	〃
〃	〃	一九七六番地	〃
〃	横田 亘	〃	〃
〃	〃	西分三三三番地二	〃
〃	福濱 康夫	〃	〃
〃	〃	東二二九七番地四	〃
〃	馬場 榮一	〃	〃
〃	〃	甲一七一五番地五	〃
〃	藤井 貞雄	〃	〃
〃	〃	甲五七八番地一	〃
〃	藤井 壽憲	〃	〃
〃	〃	一〇〇六番地	〃
〃	榎谷 勝	〃	〃
〃	〃	一七七八番地一	〃
〃	横田 龍彦	〃	〃
〃	〃	一六五五番地一	〃
監事	高田 昌昭	東分七八八番地二	〃
〃	喜田 和義	〃	〃
〃	〃	二四四六番地	〃
〃	横田 義文	〃	〃
〃	〃	西分三二〇番地	〃

選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第百五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公

表する。

平成十八年六月二十三日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
村井勉後援会	石合 武	村井 孝亘	仲多度郡多度津町東浜五一二

●香川県選挙管理委員会告示第百六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十八年六月二十三日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党香川県参議院選挙区第一支部	会計責任者の氏名	菅谷 士郎	財田 忠幸
自由民主党香川県函科技工士支部	主たる事務所の所在地	高松市中間町一二三	丸亀市土器町東五一四
自由民主党香川県三豊市第一選挙区第二支部	代表者の氏名	梨野 宏文	藤田 誠司
自由民主党香川県三豊市第一選挙区第二支部	会計責任者の氏名	西桶 浩三	中井 公一郎

民主党香川県参議院選挙区第1総支部	主たる事務所の所在地	支部	高松市一宮町二二八 一一	高松市三条町三一五 三
会計責任者の氏名	木村 博志	三宅 正瞭		

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧
岩崎じゅん子と市民のひろば	主たる事務所の所在地	高松市福岡町三一一 一一	高松市高松町二二三 一六
香川県園科技工士連盟	主たる事務所の所在地	丸亀市土器町東五 四八一	高松市西山崎町四八九 一七
	代表者の氏名	藤田 誠司	新田 善一
	会計責任者の氏名	西桶 浩三	中井公一郎
三木まりを育てる会	主たる事務所の所在地	丸亀市中府町五一一 一一二	丸亀市塩屋町五一一 一三〇
	会計責任者の氏名	岡本 恵子	堀 洋子
水本てつお後援会	主たる事務所の所在地	丸亀市福島町一二七 一一	丸亀市城東町一一九 二六
森口久士後援会	主たる事務所の所在地	小豆郡小豆島町蒲野 七九六	小豆郡小豆島町蒲野一 八三三一一

●香川県選挙管理委員会告示第七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定による政治団体の解散等の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十八年六月二十三日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 政党の支部

日本共産党東・中部地区委員会

二 その他の政治団体

石村富繁後援会

黒川勇後援会

甲野泰男後援会

地域を元気に!有岡しんじ後援会

中條照明後援会

ふじさわ良雄後援会

●香川県選挙管理委員会告示第八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十八年六月二十三日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

資金管理団体の指定の取消しの届出した者の氏名	公職の種類	取消しの届出のあった資金管理団体の名称

藤沢 良雄	有岡 信次
内海町議会議員	牟礼町議会議員
ふじさわ良雄後援会	地域を元気に！有岡しんじ後援会

平成十八年六月二十三日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています